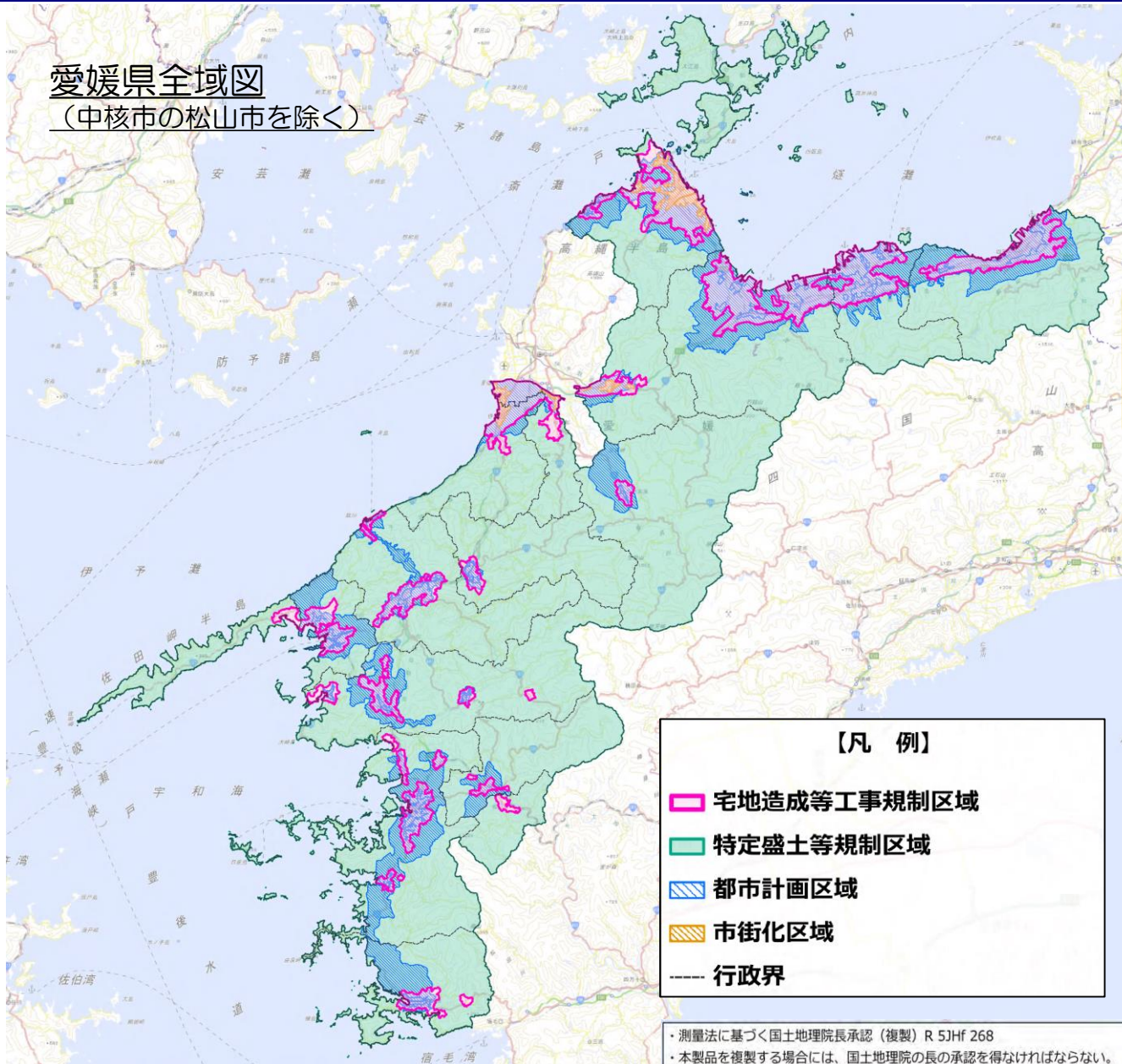


宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）の概要



愛媛県全域図

（中核市の松山市を除く）



宅地造成及び特定盛土等規制法 （盛土等規制法）の概要

- ①盛土等による災害から生命を守るため、新たな規制区域（宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域）が指定されます。
- ②規制区域内で盛土等を行う場合は、許可が必要になる場合があります。
- ③盛土等が行われた土地については、所有者や工事を施工した事業者等が責務を有します。
- ④規制区域の指定は令和7年度前半を予定しており、今後規制内容について、事前周知を図っていきます。

※詳しくは、盛土規制法パンフレットをご覧ください。